

20歳になったら

国民年金の加入手続きを！

新成人のみなさん、おめでとうございます。

公的年金は、みんなが加入し支えあう制度です。国内に住む20歳以上60歳未満の人は原則※国民年金の加入手続きが必要です。

※厚生年金加入者や共済組合加入者、または、その加入者に扶養されている人（配偶者に限る）は含みません。

国民年金加入手続きの流れ

①「国民年金被保険者資格取得届」を提出してください。

○20歳の誕生月の前月に日本年金機構から案内が届きます。

○必要事項を記入し、市民生活課保険年金係または、お近くの年金事務所へ提出してください。

②「年金手帳」が届きます。

○年金手帳は、就職した時や年金を請求する時に使用しますので、大切に保管してください。

③「国民年金保険料納付書」が届きます。

○1か月あたりの保険料は16,490円（平成29年度）です。

納めることが困難な場合は…

○保険料は、誕生日の前日が含まれる月分から納めてください。

○保険料は、金融機関のほか、コンビニエンスストアでの納付、または、口座振替やクレジット納付も可能です。

経済的な理由等で、国民年金保険料を納めることが難しいときは、

学生納付特例制度、納付猶予制度の「免除制度」がありますので窓口で申し出てください。

学生納付特例制度を利用する場合は学生証か在学証明書をご持参ください。

*本人以外が手続きに来られる場合は印鑑も必要です



問い合わせ

佐賀年金事務所

☎31-4191

市民生活課 保険年金係

☎75-2159

「お薬手帳」は一人に1冊

みなさんの中に、病院ごとに「お薬手帳」を持っている人はいませんか？

「お薬手帳」を複数持つと、本来の機能を発揮できません。現在、飲んでいるすべての薬を1冊の手帳に記録しておくことが大切です。ひとつにまとめることで、薬の重複・薬の飲み合わせや副作用がないか確認できます。

医療機関では保険証、診察券と一緒に「お薬手帳」も出しましょう。

違う名前でも同じ薬!!

最近では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）が多く処方されています。例えば「プロプレス」と「カンデサルタン」では名前は違いますがまったく同じ血圧を下げる薬です。複数の病院を受診している時には薬の重複もチェックできます。



もちろん飲み合わせも!!

薬の飲み合わせや副作用は「飲み薬」だけではなく、「貼り薬・目薬」「市販薬」「サプリメント」等も原因となります。あなたが飲んでいる薬の記録は医師や薬剤師にとって重要な情報です。



薬局でお尋ねください。

「お薬手帳」は薬局にて無料でお渡ししています。手帳の整理なども薬剤師にご相談ください。気軽に相談できる「かかりつけ薬剤師・薬局」を決めることをおすすめします。



※災害時、緊急時のためのご提案

救命士や消防士にあなたが飲んでいいる薬や病歴がすぐ解るようにしておく適切な対応ができます。そのために「お薬手帳」の自宅での保管場所は冷蔵庫前面のとびらをおすすめします。



問い合わせ

一般社団法人 佐賀県薬剤師会

☎23-8931

佐賀県後期高齢者医療広域連合

☎64-8476